

— 第1群 対象地域・対象車両・特別措置のご案内 —

<第1群 12月12日付 再々伸長対象地域>

東京都西奥多摩郡奥多摩町日原

【東京都】

西奥多摩郡奥多摩町日原地区

●対象車両

1. 車検対象車

道路運送車両法第61条の2の規定に基づき伸長された自動車検査証の有効期間の満了日（令和元年10月15日から、日原地区外との交通が可能となった日の2週間後の日）までに保険期間の終期が到来する保険契約は、同一車両に係る継続契約の締結手続を、日原地区外との交通が可能となった日の2週間後の日の翌日を限度として猶予します。

2. 車検対象外車

令和元年10月15日から、日原地区外との交通が可能となった日の2週間後の日の翌日までに保険期間の終期が到来する保険契約は、同一車両に係る継続契約の締結手続を、日原地区外との交通が可能となった日の2週間後の日の翌日を限度として猶予します。

●特別措置の内容

対象	使用の本拠	車検期間の伸長	契約手続猶予	保険料払込猶予	
車検対象車	・災害救助法適用地域内に居住するご契約者 ・今回の災害で被災されたご契約者 ・今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱うご契約者 ・今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ・その他弊社が適用妥当と判断する方	車検伸長対象地域内	有	○ 日原地区外の交通が可能になった日の2週間後の翌日まで	○ 令和2年4月30日まで
		車検伸長対象地域外	無	×	
	上記以外	車検伸長対象地域内	有	○ 日原地区外の交通が可能になった日の2週間後の翌日まで	○ 令和2年4月30日まで
		車検伸長対象地域外	無	×	×

<p>車検対象外車</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助法適用地域内に居住するご契約者 ・ 今回の災害で被災されたご契約者 ・ 今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱うご契約者 ・ 今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ・ その他弊社が適用妥当と判断できる方 	<p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">○ 日原地区外の交通が可能になった日の2週間後の翌日まで</p>	<p style="text-align: center;">○ 令和2年4月30日まで</p>
	<p>上記以外</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">×</p>	<p style="text-align: center;">×</p>